

1 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とは

- 老人福祉法に規定されている「老人福祉計画」及び介護保険法に規定されている「介護保険事業計画」は、一体のものとして策定するようそれぞれの法に位置付けられています。
- 大阪市では、高齢者に関する保健・福祉施策及び介護保険事業、並びにそれ以外の高齢者に係る施策を包含した総合的な計画として「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しています。

計画期間

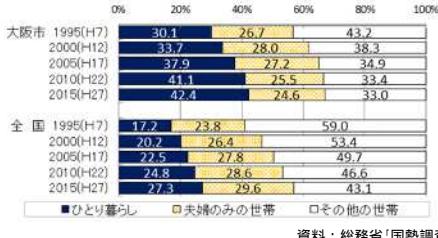
第8期計画は、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度の3か年の計画としており、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025(令和7)年、更には2040(令和22)年を見据え、地域包括ケアシステムの推進や介護サービス基盤の整備を推進していくための計画とします。



2 大阪市の高齢化の現状と将来推計

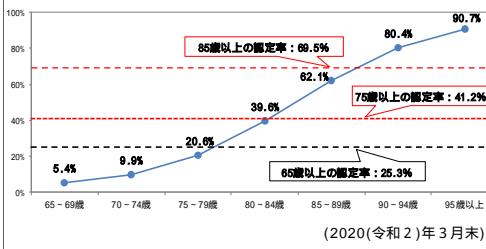
65歳以上の人人がいる世帯の状況の推移

大阪市の高齢者のひとり暮らし世帯の割合である42.4%は全国平均(27.3%)と比べ高くなっています。



年齢階層別要介護認定率

高齢になるほど要介護（要支援）認定率の割合は高(なり)、75歳以上の認定率は4割を超える、85歳以上では、7割近くとなっています。

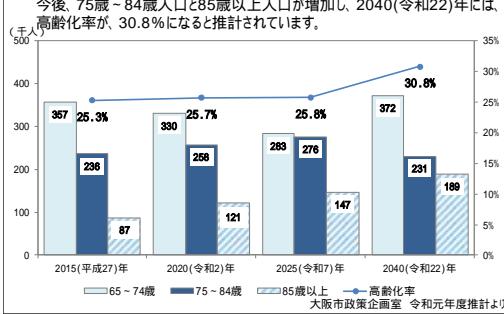


大阪市の認知症高齢者数の状況の推移



大阪市の将来推計人口(高齢者)

今後、75歳～84歳人口と85歳以上人口が増加し、2040(令和22)年には、高齢化率が30.8%になると推計されています。



平成27年からの各年齢階層の伸び

85歳以上の伸びが大きく、2035(令和17)年にはピークを迎え、2050(平成27)年約2倍になると見込まれます。

2025(令和7)年、2040(令和22)年の姿

- 後期高齢者の増加に伴い、医療と介護ニーズを併せ持つ高齢者、重度の要介護認定者、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者などが増加するとの見込まれます。
- 「支え手」となる生産年齢人口は減少し、核家族化の進行や、ひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯の増加等による家族や親族の支え合いの希薄化、地域の支え合い機能の低下が予測されます。
- 高齢期は、介護を必要とする人がいる一方で、趣味や社会活動への参加など、自らの価値観にしたがって能動的・主体的な生活を送る時期でもあることから、介護が必要な方は重度化を防止し、健康な人は要介護状態になることを予防する取組みを進めることができるよう支援をしていく必要があります。

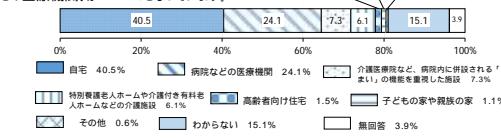
大阪市政策企画室 令和元年度推計より

3 高齢者に関する各種調査結果の概要

人生の最終段階に過ごしたい場所

(Q. 万～あなたが治る見込みのない病になってしまった場合、人生の最終段階をどこで過ごしたいですか) なお、必要な医療については、それぞれの場所で受けることができるものとしてお答えください。

人生の最終段階に過ごしたい場所については、「自宅」が40.5%で最も多く、次に「病院などの医療機関」が24.1%となっています。

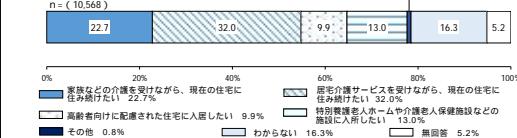


調査結果から

高齢者が医療や介護を必要とする状態になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で尊厳を保ち、その有する能力に応じ自立した日常生活が送ることができるように、地域支援事業や地域密着型サービスを効果的に活用した施策の充実を図るとともに、医療・介護の連携をはじめとした支援体制の構築が必要です。

介護が必要になった時に希望する暮らし方

(Q. 介護が必要になったときにどのような暮らし方をしたいと思いますか) 介護が必要になった時に希望する暮らし方については、「居宅介護サービスを受けながら、現在の住宅に住み続けたい」(32.0%)と「家族などの介護を受けながら、現在の住宅に住み続けたい」(22.7%)を合わせると5割強の人が「現在の住宅に住み続けたい」と回答しています。



4 令和2年の介護保険法改正のポイント

改革の目指す方向性

- 地域包括ケアシステム、介護保険制度を基盤とした地域共生社会づくり
- 介護サービス需要の更なる増加・多様化、現役世代（担い手）減少への対応

介護保険制度の改正を受けた計画策定の基本指針の充実項目

- 2025・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備
- 地域共生社会の実現
- 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化
- 災害や感染症対策に係る体制整備

5 計画の基本的な考え方

施策推進の基本的な考え方

- 高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現をめざします。
- このため、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進します。

6 第8期計画における取組み方針

- 介護予防・地域づくりの推進～「共生」、「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進
- 地域包括ケアシステムの推進～地域特性等に応じた介護サービス基盤整備・質の高いケアマネジメント～
- 介護現場の革新～人材確保・生産性の向上～
- 保険者機能強化
- データ利活用のためのICT基盤整備
- 制度の持続可能性の確保のための見直しを不断に実施

大阪市の高齢者施策の体系

【基本方針】

施策推進の基本的な考え方のもと、次の4点の基本方針とします。

- 健康でいきいきとした豊かな生活の実現
- 個々人の意思を尊重した生活の実現
- 安全で快適な生活環境の実現
- 利用者本位のサービス提供の実現

【重点的な課題と取組み】

基本方針に基づき、地域包括ケアシステムの推進に向けた5つの重点的な課題に向けた取組みを推進します。

- 高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実
- 認知症施策の推進
- 介護予防・健康づくりの充実・推進
- 地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実
- 高齢者の多様な住まい方の支援
- 具体的な施策
 - 地域包括ケアの推進
 - 認知症施策の推進
 - 介護予防・健康づくり、生きがいづくり
 - サービスの充実・利用支援
 - 住まいづくり・まちづくり

重点的な課題と取組みの概要

この計画では、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度の3か年の計画としており、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025(令和7)年、更には2040(令和22)年を見据え、地域包括ケアシステムの推進や介護サービス基盤の整備を整備していくため次の5つの取組みを重点的な取組みと位置付け推進します。

1 高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実

(1) 在宅医療・介護連携の推進

- ・在宅医療等を望む高齢者等が、いつまでも安心して在宅での生活を継続できるよう、在宅医療・介護連携における、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症への対応、感染症等の非常時の「各場面」での医療と介護の提供がより一となるよう、多職種連携によるチームケア体制の構築を図っていきます。

(2) 地域包括支援センターの運営の充実

- ・地域包括支援センターの事業の評価を行い、その結果に基づいた助言・支援を地域包括支援センターに対して行い、地域包括支援センターの資質の向上を図ります。
- ・地域ケア会議については、個別ケースの検討を行う個別ケア会議から地域課題の解決を検討する地域ケア推進会議まで一連的に取り組むとともに、自立支援に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議の推進に取組みます。
- ・地域包括支援センターの機能や役割を理解してもらえるよう、認知度の向上に努めます。

(3) 地域における見守り施策の推進

- ・地域における見守りネットワークを強化するため、地域団体等に対して、見守り活動の重要性について理解を深める機会を設けるとともに、地域福祉コーディネーターなどの連携を密にしていきます。また、孤立死リスクの高い世帯等、への専門的対応として相談支援機関と連携し取組みます。
- ・認知症高齢者等の行方不明事案の未然防止・再発防止や早期の身元の特定につなげるための仕組みづくりに、警察と連携し取組みます。

(4) 複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実

- ・高齢者を取り巻く福祉課題は複雑化・多様化・深刻化し、本人に対する支援の相談だけでなく、家族が問題を抱えている場合も多く、複合的な課題を抱えた人が適切な支援につながるよう、相談支援機関、地域、行政が一連的となった総合的な相談支援機能の整備をめざし取組みを進めます。

(5) ひとり暮らし高齢者への支援

- ・ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民の声かけ等の見守り活動や在宅福祉サービスの充実に取り組むとともに、外出や交流などの社会参加の機会づくりに努めます。

(6) 権利擁護施策の推進

- ・高齢者が尊厳をもち、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、虐待を発生させない地域づくりをめざして、地域住民、保健・医療・福祉サービスの従事者、行政関係者等が高齢者虐待についての認識を深めるための普及啓発等に努め、高齢者虐待を発生させない取組みを進めます。
- ・成年後見制度の利用促進のために、「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」のための仕組みづくりを引き続き進めています。
- ・あんしんさぽーと事業の利用を必要とする人が、待機することなく順次利用・契約できるよう取組みを進めます。

2 認知症施策の推進

から については、「認知症施策推進大綱」の 普及啓発・本人発信支援、 預防、 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、に該当する箇所

認知症の人への支援

- ・「認知症施策推進大綱」の基本的な考え方を基に、認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族の意見を踏まえて、認知症施策を推進していきます。地域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポートの養成について、特に認知症の人との地域での関わりが多いことが想定される職域の従業員等やごくやも学生に対する養成講座を拡大します。
- ・高齢者が自身に通うことができる「通いの場」が充実するよう支援とともに、閉じこもりがちで健康状態が不明な方や生活習慣病など様々な課題を抱えている方に対する医療専門職によるアウトリーチ支援等を通じて、認知症予防に資する可能性のある取組みの推進を図ります。
- ・認知機能低下のある人や認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等のさらなる質の向上や連携強化の推進を図ります。
- ・認知症サポート等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み「ちーむオレンジサポート」を整備します。
- ・弘済院を医療と介護が一体となった新たな拠点として整備し、認知症の人やその家族を支援します。

3 介護予防・健康づくりの充実・推進

(1) 介護予防・重度化防止の推進

- ・「百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場について、高齢者が徒歩で参加できる身近な場所で開催できるよう、通いの場の立ち上げや継続のための支援を引き続き行います。
- ・体操で使用する物品の貸出やリハビリテーション専門職等の派遣による体操等の助言や指導、身体能力測定などの支援を引き続き行います。
- ・「介護予防ポイント事業」については、高齢者ができるだけ身近な場所で活動できるよう、活動施設等の充実に取り組むとともに、活動参加希望者と受入登録施設のマッチングに積極的に取り組むなど、実際に活動に参加する高齢者の一層の増加を目指します。

(2) 健康づくりの推進

- ・健康寿命の延伸のため、健康増進計画（すこやか大阪21）に基づき、健康寿命に影響を与える循環器疾患やがん、骨粗しょう症などの生活習慣病の予防に向けた取組みを進めるとともに、こころの健康を保持するため、ストレス及び気分転換の方法等に関する知識や、うつ病等のこころの病気の知識とその予防についての普及啓発等に取組みます。

(3) 保健事業と介護予防の一体的な実施

- ・大阪府後期高齢者医療広域連合との連携のもと、75歳以上の保健事業を、介護予防事業や74歳までの保健事業と一緒に実施することで、高齢者の心身の多様な課題に対し切れ目ないきめ細かな支援を行っていきます。

(4) 高齢者の社会参加と生きがいづくり

- ・高齢者の一層幅広い社会参加活動を推進するため、知識や技能を生かした生涯学習における指導者層の充実に努めます。
- ・生きがいづくり、社会参加の促進のため、老人福祉センター等の活動拠点の活用や老人クラブ活動への支援を進めます。

(5) ボランティア・NPO等の市民活動支援

- ・「大阪市市民活動総合ポータルサイト」により市民活動に役立つ情報を一元的に発信し、様々な活動主体同士が連携しながら活動を進められるよう支援します。

4 地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

- ・総合事業の実施状況を把握・分析しながら、ボンティアやNPO、民間企業等の多様な主体による多様なサービスを充実できるよう取組むとともに、地域における住民相互の支え合い、助け合いの体制づくりを推進します。

(2) 生活支援体制の基盤整備の推進

- ・生活支援コーディネーターが、協議体を通じて不足する地域資源の開発を行うとともに、地域ケア会議等への積極的な参加・連携を通じて、地域ごとに異なる個別課題の解決に向けて支援を行うなど、より地域の実情に応じた生活支援・介護予防サービスの充実に向けた取組みます。

(3) 介護給付対象サービスの充実

- ・重複度の要介護状態にあっても、住み慣れた地域で日常生活ができるよう、居宅サービスや地域密着型サービス等の充実に努めます。

(4) 介護サービスの質の向上と確保

- ・高齢者が安心してサービスを選択できるよう、事業者情報の公表や事業者への指導・助言に努めるとともに、介護サービスの適正化にあたっては取組事項及び目標を定めて取組みます。
- ・適正な認定調査及び審査判定を行う必要があることから、引き続き、認定調査員への個別具体的な調査方法や特記事項の記載方法に関する研修等を実施します。

(5) 在宅支援のための福祉サービスの充実

- ・高齢者自身や家族介護者を支援するため、多様な生活支援ニーズに応じた福祉サービスの充実に努めます。

(6) 介護人材の確保及び資質の向上

- ・福祉・介護の仕事に携わる方が日々感じている仕事の魅力ややりがいを広く市民に周知する取組みを推進し、福祉・介護の仕事に対する理解促進やイメージアップを図っていきます。
- ・大阪市の研修修了者等が提供する軽度の要支援者等に対する生活援助サービスの実施により、新たな介護人材のすす野を広げる取組みを進めます。

5 高齢者の多様な住まい方の支援

(1) 多様な住まい方の支援

- ・様々な施設・居住系サービスとの関係を整理し、高齢者のニーズに対応した居住形態・サービスの多様な選択肢の確保に努めます。

(2) 居住の安定に向けた支援

- ・市営住宅の高齢化対応設計やバリアフリー化等を推進するとともに、高齢者の民間賃貸住宅への入居支援等を推進します。

(3) 施設・居住系サービスの推進

- ・個々の高齢者のニーズに合ったサービスの提供に努めながら、施設サービスを必要とする人のために、特別養護老人ホーム等の施設整備を進めます。
- ・「介護医療院」については、介護療養型医療施設等からの転換を進めていきます。

(4) 住まいに対する指導体制の確保

- ・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅への定期的な立入調査等の指導や、高齢者用賃貸住宅等の居住者に介護サービスを提供している訪問介護事業者等に対する実地指導に引き続き取組みます。

(5) 災害・感染症発生時の体制整備

- ・自然災害などの災害や感染症の発生時においても、安全を確保しつつサービスを必要とする高齢者が継続してサービスを受けることができるよう体制の整備を図ります。
- ・新型インフルエンザ等及び新感染症が発生した際は、「大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき各発生段階に応じた高齢者及び介護サービス事業所等への対応を大阪府、危機管理、医療、福祉の関係部局及び関係団体等と連携し取組みます。

7 自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標(一部抜粋)

取組内容	第8期の目標
<在宅医療・介護連携の推進>	
「在宅医療・介護連携相談支援室」において、切れ目のない在宅医療・介護のサービス提供体制の構築	すべての区において、地域の実情に応じた切れ目のない在宅医療・介護のサービス提供体制のニーズ・あり方について検討・具体化
<地域包括支援センターの運営の充実>	
事業評価による地域包括支援センターの資質の向上	全ての地域包括支援センターが事業評価において全ての事業実施基準を満たす。
<認知症の人への支援>	
認知症初期集中支援チームの活動を推進	医療・介護等の支援につながった割合 目標値：80%以上／年 支援終了時ににおける在宅生活率 目標値：80%以上／年
「ちーむオレンジサポート」の仕組みを構築	2023（令和5）年度末までに300チーム
<介護予防の充実>	
「百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場の立ち上げや継続のための支援	2025（令和7）年度末までに20,000人の参加 2021（R3）年度末 17,100名 2022（R4）年度末 17,800名 2023（R5）年度末 18,500名
<介護支援専門員の質の向上>	
ケアプランにおける問題点等の検証・周知により、居宅介護支援事業所に対する意識改善を図ることによる、介護支援専門員の資質向上	ケアマネスキルアップ事業参加事業所数 2021（R3）年度 384か所 2022（R4）年度 391か所 2023（R5）年度 398か所

8 介護保険給付に係る費用等の見込み及び介護保険料

第1号被保険者数・要介護（要支援）認定者数の推計

日本の地域別将来推計人口(H30.3推計)を、厚生労働省が示す方法により補正を行い推計	第7期	第8期計画期間	第8期計画期間	2040	
	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2040 (R22)年度
高齢化率	25.3%	25.3%	25.3%	25.3%	25.3%
高齢者人口（第1号被保険者）	6,88千人	6,85千人	6,85千人	6,83千人	6,80千人
認定者数（第1号被保険者）	1,78千人	1,82千人	1,86千人	1,90千人	1,99千人
第1号被保険者中の認定者割合	25.9%	26.5%	27.2%	27.9%	29.2%

介護保険給付及び地域支援事業に係る費用(利用者負担分を除く)の見込み

各サービスの給付見込みの推計に基づいて、介護保険給付にかかる費用を算定	第7期計画期間	第8期計画期間				
地域支援事業にかかる費用は、過去の実績等をもとに算定	2019 (R0)年度	2020 (R1)年度	2021 (R2)年度	2022 (R3)年度	2023 (R4)年度	2040 (R22)年度
介護保険給付	2,402億円	2,505億円	2,621億円	2,753億円	2,849億円	2,942億円
地域支援事業	153億円	153億円	155億円	155億円	167億円	177億円

施設整備目標数

	第7期計画期間	第8期計画期間	
介護老人保健施設(特養)	2018 (H30)年度	2019 (R1)年度	2020 (R2)年度
介護老人保健施設	13,900人	14,200人	14,500人
認知症対応型共同生活介護(GH)	8,050人	8,200人	8,200人
認知症対応型共同生活介護料	4,764人	5,030人	5,296人
第1号被保険者介護保険料	7,927円	8,094円	8,094円

第7期基準月額	第8期基準月額
7,927円	8,094円

介護サービスの給付費の増等 + 736円

保険料段階の多段階化・基金の取崩し - 569円